

第一五七回

閣第二号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「三十一万四千四百円」を「三十万七千九百円」に改め、同項第二号中「五万八千円」を「五万二千円」に改める。

第十一条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十一条の九第一項第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。）」の下に「のうち当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同条第二項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円

第十九条の四第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十を」を「百分の百二十五を」に改め、同条第三項中「「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、」を「「百分の百四十五」とあり、及び」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の九十五」を「百分の八十五」に改める。

第二十二條第一項中「三万八千四百円」を「三万七千九百円」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	

	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300
	17		240,100	285,000	337,600	357,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600
	19		244,800	291,900	344,000	363,400
	20			294,200	346,300	366,300
	21			296,100	348,500	368,800
	22			298,100	350,800	371,300
	23			300,000	353,000	373,800
	24			302,000	355,200	376,400
	25			303,900	357,600	379,000
	26			305,700	359,800	381,600
	27			307,600	362,100	
	28			309,600	364,300	
	29			311,500		
	30			313,400		
	31			315,300		
	32			317,100		
再任職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000

6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
387,800	405,200	432,500	478,500		
392,800	409,400	436,300	482,800		

396,200	412,900	440,000	486,900		
399,700	416,600	443,900			
403,100	420,100	447,500			
406,500	423,600	451,100			
409,900	427,100				
413,300					
416,700					
292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

□ 行政職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1		165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900	

	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任用職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1		219,300	266,900	303,800	330,300	367,900	416,000
	2	155,100	230,200	278,400	316,300	342,300	380,000	430,200
	3	161,800	241,300	290,000	327,500	354,200	392,200	444,500
	4	171,300	252,300	301,500	337,900	366,000	404,400	458,800
	5	178,200	263,000	313,000	348,300	377,600	416,700	472,700
	6	185,500	273,200	324,200	358,000	389,000	428,700	486,700
	7	192,500	283,500	334,000	367,400	400,500	440,500	500,500
	8	199,700	293,500	343,600	376,700	412,100	451,700	514,400
	9	206,800	303,500	352,900	386,000	423,500	462,800	528,200
	10	214,200	313,300	362,100	395,300	434,300	473,400	542,000
	11	222,000	321,200	371,000	404,600	444,000	482,900	553,100
	12	229,500	328,500	379,700	413,200	453,400	491,600	560,200
	13	236,800	335,900	388,100	421,100	461,100	499,000	567,100
	14	243,300	342,700	395,000	426,900	467,500	505,900	573,100
	15	249,700	347,400	400,500	432,500	474,000	510,300	577,700
	16	255,900	350,700	403,700	436,300	478,500		
	17	261,300	353,100	406,900	440,000	482,800		
	18	266,500	355,500	410,100	443,900	486,900		
	19	271,400	357,900	413,400	447,500			
	20	276,500	360,200	416,900	451,100			
21	281,000	362,600	420,100					

	22	285,000	364,800	423,500				
	23	288,700						
	24	291,900						
	25	294,200						
再任用職員		210,200	252,700	302,400	336,500	365,800	400,400	453,100

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			212,200	247,200	266,400
	2	150,100	194,000	219,900	255,900	275,300
	3	156,300	201,300	227,000	264,900	284,400
	4	163,500	208,100	234,200	273,800	293,500
	5	170,900	213,600	241,100	282,800	302,500
	6	178,200	218,200	248,300	291,800	311,400
	7	186,800	222,800	255,600	300,700	320,300
	8	194,100	227,500	261,500	309,000	329,100
	9	196,800	230,900	267,200	317,400	337,700
	10	199,500	234,000	272,800	325,500	346,100
	11	201,500	236,800	278,400	333,300	353,000
	12	203,300	239,700	283,500	340,700	359,200
	13	205,000	242,700	287,800	345,800	364,700
	14	206,400	245,500	291,600	349,900	370,300
	15		247,400	295,100	353,700	375,300
	16			298,400	357,200	379,700
	17			300,400	359,800	383,100
	18				362,300	386,400
	19				364,400	389,500
	20				366,600	392,300
	21				368,700	394,700
	22				370,800	
	23				372,700	
24						
再任用職員		163,000	205,500	231,700	275,000	294,700

6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
286,400	306,100	327,100	357,500	392,000	430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600
334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700
425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

備考（一） この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けるとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,600円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の	1	円	円	円	円	円	円
	2	156,700	172,100	179,300	198,500	231,000	267,000
	3	163,300	179,300	188,400	206,600	238,900	276,000
						247,600	285,200

職員	4	170,400	188,400	198,300	214,700	256,600	294,300	
	5	177,400	198,300	205,700	222,000	265,700	303,500	
	6	185,900	205,700	213,100	229,400	274,600	312,400	
	7	195,600	213,100	220,200	236,700	283,700	321,200	
	8	203,000	220,200	226,900	244,100	292,800	329,900	
	9	210,300	226,900	234,000	252,200	301,900	338,600	
	10	217,400	234,000	241,700	260,100	310,200	347,200	
	11	224,100	241,700	249,600	268,100	318,500	355,200	
	12	231,200	248,600	257,400	276,100	326,700	363,100	
	13	238,600	256,400	265,400	284,100	334,900	370,800	
	14	245,500	264,300	273,300	291,800	342,900	378,500	
	15	253,300	272,100	281,200	299,500	349,900	386,100	
	16	261,200	279,800	288,700	307,600	357,300	393,000	
	17	268,500	286,900	295,900	315,800	364,800	400,000	
	18	275,300	293,900	303,200	324,000	372,400	405,700	
	19	281,600	300,700	310,500	331,900	380,000	411,100	
	20	288,100	307,300	317,400	338,900	387,100	414,700	
	21	294,500	314,000	324,500	346,300	394,000	417,700	
	22	300,500	320,400	331,300	354,000	399,700	420,700	
	23	306,800	326,600	338,100	361,600	405,500	423,700	
	24	312,700	333,000	344,800	369,200	409,000	426,900	
	25	318,300	339,400	351,300	376,200	412,000	429,700	
	26	324,100	345,800	358,000	383,100	414,900	432,700	
	27	329,700	351,800	364,000	389,000	417,900		
	28	334,600	357,200	369,400	394,800	421,100		
	29	338,200	361,900	374,200	398,300	423,900		
	30	341,800	366,300	379,100	401,300	426,700		
	31	345,600	370,800	382,100	404,200			
	32	349,400	373,300	384,700	407,100			
	33	351,700	375,900	387,400	410,300			
	34		378,400	390,100	413,100			
	35		381,000	392,900	415,800			
	36		383,500	395,600				
	37			398,200				
	再任用職員		242,900	253,100	256,300	262,200	276,400	304,700

6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
286,400	306,100	327,100	357,500	392,000	430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600

334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700
425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、201,500円とする。

ロ 公安職俸給表（二）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員	1	円	円	円	円	円
	2	150,100	194,000	212,200 219,900	247,200 255,900	266,400 275,300

外の 職員	3	156,500	201,300	227,000	264,900	284,400	
	4	164,200	208,100	234,200	273,800	293,500	
	5	172,100	213,600	241,100	282,800	302,500	
	6	180,000	219,200	248,300	291,800	311,400	
	7	187,400	224,600	255,600	300,700	320,300	
	8	194,100	229,500	262,400	309,000	329,100	
	9	198,400	234,300	268,700	317,400	337,700	
	10	202,400	238,900	275,200	325,500	346,100	
	11	206,500	243,500	281,400	333,300	353,800	
	12	210,200	248,400	286,900	340,700	361,400	
	13	213,600	253,600	292,400	347,000	368,600	
	14	216,900	258,400	297,700	352,100	375,800	
	15	220,400	263,000	303,200	356,800	382,100	
	16	223,700	267,100	307,700	361,100	387,200	
	17	226,900	270,700	312,000	364,000	391,700	
	18	229,600	274,400	316,100	367,000	395,300	
	19	232,200	276,100	319,400	369,500	398,500	
	20	234,300		321,700	372,300	401,600	
	21	236,300		323,600	375,000	404,300	
	22			325,500	377,200	406,700	
	23			327,300	379,300		
	24			329,200	381,300		
	25			331,100			
	26			332,800			
	再任 用職 員		170,500	212,600	239,900	277,200	297,800

6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
286,400	306,100	327,100	357,500	392,000	430,500
295,800	315,900	337,200	367,700	403,900	441,800
305,200	325,900	347,300	377,800	415,800	453,200
314,900	336,000	357,500	387,800	426,900	464,500
324,900	346,000	367,700	397,800	437,400	475,600
334,900	355,900	377,800	407,500	446,900	486,700
344,800	365,700	387,600	417,200	456,400	500,500
354,700	375,500	397,400	426,800	465,100	514,400
364,300	385,100	407,000	436,300	474,100	528,200
373,700	394,700	416,500	445,500	482,400	542,000
383,100	404,200	426,000	454,000	490,900	553,100
392,600	413,700	435,400	462,200	499,400	560,200
401,900	423,100	444,200	470,500	508,000	567,100
411,300	429,800	452,200	478,700	515,300	573,100
419,900	436,200	459,500	486,700	519,500	577,700

425,500	441,600	465,800	490,700		
431,000	445,900	469,800	494,700		
435,200	450,100	473,700	498,600		
438,700	453,600	477,700			
441,900	457,000	481,400			
445,300	460,300	485,000			
448,700	463,800				
452,000					
455,400					
324,700	341,400	362,200	388,900	420,600	464,000

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,600円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			250,400	300,700	328,400	365,600	449,100
	2	161,400	214,300	259,100	314,100	339,600	378,800	461,600
	3	170,700	222,700	268,100	327,000	350,800	392,000	474,000
	4	180,200	231,200	278,100	338,000	362,000	408,700	486,300
	5	189,900	238,900	291,600	349,100	373,100	425,800	498,200
	6	200,100	246,500	304,900	360,200	383,900	442,500	509,700
	7	210,700	253,900	317,600	371,200	397,700	454,400	521,000
	8	217,100	260,800	326,000	382,000	411,300	465,900	531,000
	9	223,200	268,400	334,400	392,700	424,500	476,600	540,100
	10	227,700	275,600	342,700	403,300	433,700	487,200	546,900
	11	231,300	282,600	350,500	413,800	442,400	497,300	553,700
	12	235,100	288,700	358,000	422,200	450,700	505,700	560,100
	13	238,700	294,400	365,300	429,000	458,700	512,700	566,200
	14	242,500	300,100	372,200	435,800	465,200	518,500	571,800
	15	245,700	304,600	379,000	442,400	470,100	524,000	576,200
	16	248,900	309,100	385,300	446,700	474,100	528,800	
	17	252,100	313,300	391,200	449,800	477,900	532,700	
	18	255,200	316,300	394,100	453,100	481,600	536,500	
	19	257,000	319,200	397,000	456,500	485,400	540,300	
	20			399,600	459,800	489,100	544,200	
21			402,500	463,200	492,700			

	22			405,200	466,700	496,300		
	23			408,100	470,000	500,000		
	24			410,900	473,300			
	25			413,800	476,800			
	26			416,900				
	27			419,800				
再任用職員		220,300	250,600	289,100	341,000	367,100	405,800	476,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表（二）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1			203,000	229,400	260,200	292,600
	2	136,800	172,000	209,800	236,600	268,300	300,700
	3	140,800	179,800	216,000	243,900	276,800	308,700
	4	145,800	188,500	222,600	252,200	284,700	316,800
	5	151,600	196,000	229,400	260,000	291,600	325,000
	6	157,500	202,500	236,600	267,800	298,300	333,600
	7	164,300	208,900	243,900	275,800	304,700	342,000
	8	171,800	214,300	252,200	282,300	311,200	350,000
	9	178,800	220,200	259,900	288,700	317,100	357,700
	10	187,000	226,200	267,700	295,100	323,000	365,400
	11	194,500	232,400	275,100	301,100	328,800	373,200
	12	200,800	238,700	281,500	306,700	334,300	380,500
	13	207,100	244,600	287,700	311,800	340,000	387,800
	14	212,400	250,600	293,800	316,800	345,100	394,600
	15	217,300	256,700	299,400	321,200	349,800	400,900
	16	222,300	262,500	304,700	325,300	354,500	406,700
	17	227,100	268,000	309,100	328,900	358,600	412,500
	18	231,800	273,500	313,400	332,200	362,300	418,100
	19	236,700	278,800	317,600	335,600	365,300	423,600
	20	240,800	283,400	321,200	338,500	368,100	428,600
	21	243,800	287,200	323,800	341,400	371,000	433,200
	22	246,700	289,900	326,300	343,600	373,700	437,500
	23	248,600	292,400	328,800	345,800	376,600	441,000
	24		294,800	330,900	347,800	379,400	
	25		296,700	332,900	350,000	382,100	
	26		298,100	334,900	352,100	385,000	
	27		299,500	336,700	354,300	387,700	
	28		301,200	338,600	356,600		
29		302,800	340,500	358,800			

	30 31			342,300 344,100			
再任用職員		215,100	229,700	235,700	258,400	288,700	325,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
33	344,000	407,900				

	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1			311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
31	342,400	448,700			

	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

八 教育職俸給表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1			270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
22	285,100	370,000	458,900		

	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考（一） この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表（四）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1		204,000	252,700	315,700	452,200
	2	169,500	212,300	265,600	330,600	463,400
	3	180,100	220,800	278,300	345,800	474,600
	4	191,400	230,200	292,300	360,700	485,800
	5	202,800	239,500	306,400	375,700	497,000
	6	209,700	251,900	320,200	386,600	508,200
	7	217,000	264,200	335,200	397,000	519,500
	8	224,800	276,600	350,100	407,700	529,800
	9	232,600	289,100	365,100	417,600	539,000
	10	240,700	302,100	376,000	429,300	548,100
	11	249,000	314,900	386,400	440,800	556,900
	12	257,200	327,700	396,900	452,300	565,900
	13	265,200	340,500	406,500	463,500	573,900
	14	272,700	353,100	415,600	474,700	580,400
	15	280,300	362,000	423,900	485,900	585,400
	16	287,500	370,900	431,900	497,100	590,000
17	294,600	379,700	439,300	508,300		

	18	301,300	388,000	446,400	516,500	
	19	307,600	396,100	452,500	521,800	
	20	313,200	403,800	457,800	526,900	
	21	318,400	411,600	462,800	532,500	
	22	323,200	419,000	467,500	538,200	
	23	328,000	426,100	472,200	543,500	
	24	332,200	432,200	476,900	548,100	
	25	336,100	437,400	480,400	552,200	
	26	339,500	442,400	483,600		
	27	342,000	447,000	486,900		
	28	344,300	451,700			
	29	346,900	456,400			
	30	349,600	459,800			
	31	352,200	463,000			
	32	354,700	466,100			
	33	357,100				
	34	359,500				
	35	362,100				
	36	364,700				
	37	367,200				
再任用職員		252,200	301,700	326,800	403,600	482,000

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800	

	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1		295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
18	412,700	492,900	541,200	592,500	

	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1			205,400	228,600	265,200	306,800	342,100	405,600
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600	417,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300	429,600
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900	441,600
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200	453,500
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700	465,400
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400	477,200
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000	489,300
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200	501,700
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200	514,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700	521,800
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600	528,900
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900	535,500
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300	542,100
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900	547,400
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000	551,700
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100	
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900		
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500		
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100		
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100			
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500			
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900			
	24		295,700	354,400	378,000				
	25		297,500	356,700	380,400				
	26		299,200	358,700	382,900				
	27		301,100	360,800	385,500				
	28		302,800	362,900					
29			365,100						

	30			367,300					
再任用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300	438,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額	俸給月 額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
34	306,700	359,700						

	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
	11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
	12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
	13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
	14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
	15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
	16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
	17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
	18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
	19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
	20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
	21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
	22	259,500	340,900	371,300	420,100		
	23	262,900	344,000	373,800	423,600		
	24	266,200	346,300	376,400	427,100		
	25	269,000	348,500	379,000			
	26	271,600	350,800	381,600			
	27	273,700	353,000				
	28	275,700	355,200				
29	277,700	357,600					

	30	279,600	359,800				
	31	281,500	362,100				
	32	283,400	364,300				
	33	285,200					
	34	287,100					
	35	288,900					
	36	290,800					
	37	292,600					
	38	294,400					
	39	296,100					
再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項中「移転した場合」の下に「（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」を加え、「いう。）が」を「いう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が」に、「同項各号」を「同条第二項各号」に、「いう。）に」を「いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）

に」に、「の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に掲げる割合をいう。）」を「に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合」に、「三年」を「二年」に、「、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に在勤するものとした場合に第十一条の三の規定により支給されることとなる調整手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当）」を「（第二号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から一年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）」、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第十一条の七第二項中「）又は」を「）若しくは」に改め、「移転した場合」の下に「（これらの職員が当該異動又は移転の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」を加え、「。以下「」を「。以下この項において「」に、「の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合（以下「みなし特例支給割合」という。）」を「に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合」に、「三年」を「二年」に、「その間にみなし特例支給割合」を「次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合」に、「同じ。）」、当該官署に引き続き在勤するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる」を「この項において同じ。）」、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第十二条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十二条第二項第二号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号リ中「以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員
二万千八百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員
二万二千七百円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員
二万三千六百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 二万四千五百円

第十二条第二項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）」を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を四万五千円に加算した）」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者

が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十二条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「第二項の規定による額が四万五千元以下となる」を「人事院規則で定める」に、「月額」を「額」に、「人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

第十二条第六項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十九条の四第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

第七条第二項中「、「百分の百七十」を「、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第八条第二項中「、「百分の百七十」を「、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期

末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与法第十三条の三の規定による手当を含む。)、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

- 6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲

げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

(調整手当に関する経過措置)

- 7 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の給与法第十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から一年を経過する」とあり、及び同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第二項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第七項の規定により読み替えて適用される前二項」とする。

(人事院規則への委任)

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成十五年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定を行うとともに、職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における調整手当、自宅に係る住居手当及び通勤手当の制度を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。